

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県恩給給与細則の一部を改正する規則

○ 岡山県鳥獣保護管理員設置規則の一部を改正する規則

○ 岡山県森林保護巡視員設置規則を廃止する規則
（以上県例規集登載）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 知事指定薬物の指定の失効

○ 土地改良事業計画の変更の認可

○ 保安林の指定施業要件の変更予定
" "
" "
○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調査書の縦覧

人事課

鳥獣害対策室

治山課

健康推進課

" "

" "

医薬安全課

耕地課

治山課

" "

水産課

目次

担当課（室）

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 海岸保全区域の指定

○ 港湾隣接地域の指定

○ " "

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

【人事委員会】

○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

○ 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

○ 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

道路整備課

" "

港湾課

" "

" "

経営支援課

都市計画課

建築指導課

" "

人事委員会

" "

選挙管理委員会

警務課

◎岡山県規則第十六号

岡山県恩給給与細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県恩給給与細則の一部を改正する規則

岡山県恩給給与細則（昭和二十八年岡山県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項を削る。

別記第四十七号書式中「~~第8号~~」を「~~第7号~~」に改める。

別記第四十九号書式及び第五十号書式を次のように改める。

~~第四十九号書式及び第五十号書式~~ 削除

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十七号

岡山県鳥獣保護管理員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県鳥獣保護管理員設置規則の一部を改正する規則

岡山県鳥獣保護管理員設置規則（昭和三十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「毎月十日までに前月分の」を削る。

本則に次の一条を加える。

（その他）

第六条 この規則に定めるもののほか、鳥獣保護管理員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十八号

岡山県森林保護巡視員設置規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県森林保護巡視員設置規則を廃止する規則

岡山県森林保護巡視員設置規則（昭和四十九年岡山県規則第二十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

児島ハープ薬局

倉敷市児島阿津一―七―二二

令和二年三月一日

◎岡山県告示第百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

医療法人児島第一診療所

倉敷市児島味野一―一四―二〇

令和二年三月一日

◎岡山県告示第百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

児島ハープ薬局

所在地

倉敷市児島阿津一七一二

辞退年月日

令和二年二月二十九日

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工種

北七区6条2

農業用排水施設

北七区8条

”

三 認可年月日

令和二年二月二十六日

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

久米郡美咲町飯岡字矢谷東平一六九四の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

久米郡美咲町飯岡字倉見山一六九六の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

岡山市東区宝伝三七三〇―二

豊田 次郎

岡山市東区久々井一五五八

伊加 昭一

二 加入区

朝日

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

朝日漁業協同組合

四 縦覧期間

令和二年三月十日から同月二十四日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 馬橋平福線
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧別 | 幅員 | 延長 |
|--------------------|---|-----|---------------|-------|
| 美作市平福字池尻九三四番地先から | | 新 | 一一・五〇 四三・六 | 二七五・〇 |
| 美作市平福字音田東五四八番一地先まで | | 旧 | 三・六〇 二三・二 | 二七五・〇 |

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上二ヶ小鎌線
- 三 道路の区域

| 区 | 域 | 新旧別 | 幅員 | 延長 |
|------------------------|---|-----|------|------|
| 久米郡久米南町上二ヶ字七反田三三七番地先から | | 新 | 五・八〇 | 六五・〇 |

| | |
|----------------------------|--|
| 久米郡久米南町上二ケ字立田三三四番一 地先まで | 久米郡久米南町上二ケ字七反田三三七番 地先から 久米郡久米南町上二ケ字立田三三四番一 地先まで |
| | 旧 |
| 二二・五 | 九・〇 三〇・四 |
| | 六五・〇 |

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 供用開始年月日 |
|-------|--------|--|----------|
| 県道 | 上二ヶ小鎌線 | 久米郡久米南町上二ヶ字七反田三三七番地先から 久米郡久米南町上二ヶ字立田三二一番三地先まで | 令和二年三月十日 |

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百二十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備前県民局建設部工務第二課において一般の縦覧に供する。

なお、昭和四十一年岡山県告示第百九十一号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 海岸名 | 区 域 |
|---|--|
| 岡山県岡山沿岸 牛窓港海岸緩浦 地区海岸保全区 域 (延長2,398m 方位 真北) | <p>基点1から基点62までを順次結んだ線、基点62と補助点12を結んだ線、補助点12から補助点1までを順次結んだ線及び補助点1と基点1を結んだ線により囲まれた区域のうち、基点63から基点69まで順次結んだ線及び基点69と基点63を結んだ線により囲まれた区域を除いた区域。</p> <p>基点1 岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓412番1の国土地理院三等三角点「牛窓山」（北緯$34^{\circ}37'34''$ 1316, 東経$134^{\circ}09'22''$ 6830）から$191^{\circ}50'30''$ 7419の方向へ距離1,185.249mの地点</p> <p>基点2 基点1から$95^{\circ}59'59''$ 978の方向へ距離 6.000mの地点</p> <p>基点3 基点2から$180^{\circ}00'0''$ 000の方向へ距離 15.000mの地点</p> <p>基点4 基点3から$105^{\circ}00'0''$ 022の方向へ距離 25.000mの地点</p> <p>基点5 基点4から$91^{\circ}59'59''$ 968の方向へ距離 15.000mの地点</p> <p>基点6 基点5から$71^{\circ}59'59''$ 996の方向へ距離148.000mの地点</p> |

| | | | | |
|-------------|--------|--------------|-----------|----------|
| 基点7 の地点 | 基点6から | 39° 59' 59" | 992の方向～距離 | 64.000m |
| 基点8 の地点 | 基点7から | 45° 30' 0" | 036の方向～距離 | 21.000m |
| 基点9 の地点 | 基点8から | 51° 00' 0" | 009の方向～距離 | 23.000m |
| 基点10 の地点 | 基点9から | 60° 59' 59" | 982の方向～距離 | 38.000m |
| 基点11 の地点 | 基点10から | 70° 29' 59" | 999の方向～距離 | 45.000m |
| 基点12 の地点 | 基点11から | 87° 59' 59" | 991の方向～距離 | 43.000m |
| 基点13 の地点 | 基点12から | 90° 00' 0" | 000の方向～距離 | 135.000m |
| 基点14 の地点 | 基点13から | 102° 50' 23" | 921の方向～距離 | 35.290m |
| 基点15 の地点 | 基点14から | 100° 14' 38" | 081の方向～距離 | 37.643m |
| 基点16 の地点 | 基点15から | 8° 26' 14" | 567の方向～距離 | 42.684m |
| 基点17 の地点 | 基点16から | 355° 48' 29" | 481の方向～距離 | 42.483m |
| 基点18 の地点 | 基点17から | 87° 10' 24" | 842の方向～距離 | 29.334m |
| 基点19 の地点 | 基点18から | 96° 58' 43" | 813の方向～距離 | 25.283m |
| 基点20 の地点 | 基点19から | 100° 00' 0" | 011の方向～距離 | 6.000m |
| 基点21 の地点 | 基点20から | 102° 29' 59" | 820の方向～距離 | 8.500m |

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| 基点22 の地点 | 基点21から103° 30′ 0″ 007の方向～距離157.620m |
| 基点23 の地点 | 基点22から195° 39′ 49″ 637の方向～距離73.769m |
| 基点24 の地点 | 基点23から286° 03′ 17″ 384の方向～距離98.498m |
| 基点25 の地点 | 基点24から195° 09′ 14″ 634の方向～距離15.136m |
| 基点26 の地点 | 基点25から105° 08′ 27″ 785の方向～距離94.414m |
| 基点27 の地点 | 基点26から107° 44′ 40″ 702の方向～距離11.504m |
| 基点28 の地点 | 基点27から113° 04′ 48″ 678の方向～距離20.542m |
| 基点29 の地点 | 基点28から124° 12′ 56″ 545の方向～距離15.900m |
| 基点30 の地点 | 基点29から114° 05′ 43″ 686の方向～距離75.656m |
| 基点31 の地点 | 基点30から122° 31′ 25″ 063の方向～距離48.878m |
| 基点32 の地点 | 基点31から140° 07′ 23″ 466の方向～距離42.935m |
| 基点33 の地点 | 基点32から146° 01′ 14″ 698の方向～距離34.302m |
| 基点34 の地点 | 基点33から141° 30′ 11″ 828の方向～距離57.775m |
| 基点35 の地点 | 基点34から142° 04′ 34″ 017の方向～距離35.961m |
| 基点36 の地点 | 基点35から152° 05′ 26″ 495の方向～距離21.825m |

| | | | | |
|-------------|--------|--------------|-----------|---------|
| 基点37 の地点 | 基点36から | 152° 02' 10" | 936の方向～距離 | 30.973m |
| 基点38 の地点 | 基点37から | 71° 13' 19" | 051の方向～距離 | 6.697m |
| 基点39 の地点 | 基点38から | 141° 41' 1" | 469の方向～距離 | 33.580m |
| 基点40 の地点 | 基点39から | 133° 48' 41" | 261の方向～距離 | 43.232m |
| 基点41 の地点 | 基点40から | 71° 51' 37" | 887の方向～距離 | 5.355m |
| 基点42 の地点 | 基点41から | 102° 40' 49" | 682の方向～距離 | 3.009m |
| 基点43 の地点 | 基点42から | 122° 58' 10" | 013の方向～距離 | 3.237m |
| 基点44 の地点 | 基点43から | 143° 37' 34" | 131の方向～距離 | 16.954m |
| 基点45 の地点 | 基点44から | 140° 53' 18" | 990の方向～距離 | 20.190m |
| 基点46 の地点 | 基点45から | 134° 13' 52" | 348の方向～距離 | 12.119m |
| 基点47 の地点 | 基点46から | 130° 13' 35" | 076の方向～距離 | 12.277m |
| 基点48 の地点 | 基点47から | 106° 32' 18" | 075の方向～距離 | 22.112m |
| 基点49 の地点 | 基点48から | 94° 50' 22" | 951の方向～距離 | 15.654m |
| 基点50 の地点 | 基点49から | 96° 18' 6" | 386の方向～距離 | 15.329m |
| 基点51 の地点 | 基点50から | 106° 06' 35" | 307の方向～距離 | 5.136m |

| | |
|-------------|--|
| 基点52 の地点 | 基点51から 76° 52' 37" 062の方向～距離 23.688m |
| 基点53 の地点 | 基点52から 60° 53' 42" 948の方向～距離 14.079m |
| 基点54 の地点 | 基点53から 54° 48' 53" 184の方向～距離 21.568m |
| 基点55 の地点 | 基点54から 52° 28' 17" 651の方向～距離 22.068m |
| 基点56 の地点 | 基点55から 40° 40' 6" 226の方向～距離 20.426m |
| 基点57 の地点 | 基点56から 74° 30' 25" 214の方向～距離 45.007m |
| 基点58 の地点 | 基点57から 79° 24' 17" 843の方向～距離 18.605m |
| 基点59 の地点 | 基点58から 101° 58' 51" 444の方向～距離 37.164m |
| 基点60 の地点 | 基点59から 107° 31' 56" 142の方向～距離 22.401m |
| 基点61 の地点 | 基点60から 99° 1' 31" 757の方向～距離 47.521m |
| 基点62 の地点 | 基点61から 52° 29' 30" 900の方向～距離 31.033m |
| 基点63 | 岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓412番1の国土地理院三等三角点「牛窓山」(北緯34° 37' 34" 1316, 東経134° 09' 22" 6830)から160° 34' 10" 6183の方向～距離1,065.497mの地点 |
| 基点64 の地点 | 基点63から 100° 25' 23" 518の方向～距離 65.779m |
| 基点65 の地点 | 基点64から 189° 49' 46" 976の方向～距離 5.252m |

| | | | |
|--------------|--------------------|-----------|---------|
| 基点66 の地点 | 基点65から100° 58' 48" | 340の方向～距離 | 16.182m |
| 基点67 の地点 | 基点66から193° 53' 45" | 533の方向～距離 | 24.137m |
| 基点68 の地点 | 基点67から281° 59' 44" | 273の方向～距離 | 10.364m |
| 基点69 の地点 | 基点68から281° 09' 37" | 107の方向～距離 | 68.916m |
| 補助点1 の地点 | 基点1から198° 28' 4" | 469の方向～距離 | 52.671m |
| 補助点2 の地点 | 基点4から197° 55' 30" | 694の方向～距離 | 41.888m |
| 補助点3 の地点 | 基点6から153° 56' 57" | 860の方向～距離 | 52.289m |
| 補助点4 の地点 | 基点11から174° 17' 33" | 883の方向～距離 | 51.831m |
| 補助点5 の地点 | 基点15から197° 29' 7" | 120の方向～距離 | 36.851m |
| 補助点6 の地点 | 基点25から149° 54' 26" | 825の方向～距離 | 73.372m |
| 補助点7 の地点 | 基点28から202° 58' 32" | 892の方向～距離 | 48.416m |
| 補助点8 の地点 | 基点31から229° 25' 6" | 050の方向～距離 | 49.955m |
| 補助点9 の地点 | 基点35から233° 34' 47" | 283の方向～距離 | 50.312m |
| 補助点10 の地点 | 基点48から187° 04' 8" | 364の方向～距離 | 42.531m |
| 補助点11 の地点 | 基点58から184° 47' 7" | 096の方向～距離 | 53.117m |

| | |
|--|---|
| | 補助点12 基点62から168° 25' 45" 069の方向へ距離 54.220m の地点 |
|--|---|

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百二十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。その関係図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備前県民局建設部工務第二課において一般の縦覧に供する。

なお、昭和四十三年岡山県告示第九十九号（海岸保全区域の指定および廃止）は、廃止する。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 海岸名 | 区 | 域 |
|------------------------|--|---|
| 岡山県岡山沿岸牛窓港海岸紺浦地区海岸保全区域 | 基点1から基点58までを順次結んだ線、基点58と補助点5を結んだ線、補助点5から補助点1までを順次結んだ線及び補助点1と基点1を結んだ線により囲まれた区域。 | |
| 方位 真北) | 基点1 岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓412番1の国土地理院三等三角点「牛窓山」（北緯34° 37' 34" 1316, 東経134° 09' 22" 6830)から214° 38' 17" 3144の方向へ距離1,604.662mの地点 | |
| | 基点2 基点1から32° 27' 15" 063の方向へ距離3.096mの地点 | |
| | 基点3 基点2から30° 04' 34" 412の方向へ距離28.858mの地点 | |
| | 基点4 基点3から28° 02' 41" 891の方向へ距離6.014mの地点 | |
| | 基点5 基点4から22° 03' 32" 756の方向へ距離5.798mの地点 | |
| | 基点6 基点5から18° 04' 1" 616の方向へ距離8.112mの地点 | |
| | 基点7 基点6から10° 33' 41" 145の方向へ距離5.171m | |

| | | | | |
|-------------|--------|--------------|-----------|---------|
| 基点8 の地点 | 基点7から | 8° 05' 0" | 088の方向～距離 | 16.218m |
| 基点9 の地点 | 基点8から | 11° 34' 9" | 065の方向～距離 | 17.672m |
| 基点10 の地点 | 基点9から | 17° 15' 29" | 556の方向～距離 | 4.582m |
| 基点11 の地点 | 基点10から | 23° 17' 55" | 634の方向～距離 | 13.083m |
| 基点12 の地点 | 基点11から | 19° 00' 11" | 600の方向～距離 | 10.290m |
| 基点13 の地点 | 基点12から | 15° 03' 52" | 550の方向～距離 | 5.737m |
| 基点14 の地点 | 基点13から | 11° 49' 8" | 150の方向～距離 | 6.277m |
| 基点15 の地点 | 基点14から | 9° 35' 43" | 132の方向～距離 | 21.750m |
| 基点16 の地点 | 基点15から | 7° 42' 19" | 772の方向～距離 | 14.579m |
| 基点17 の地点 | 基点16から | 5° 35' 26" | 922の方向～距離 | 8.564m |
| 基点18 の地点 | 基点17から | 356° 27' 17" | 259の方向～距離 | 10.113m |
| 基点19 の地点 | 基点18から | 350° 43' 17" | 482の方向～距離 | 15.284m |
| 基点20 の地点 | 基点19から | 350° 18' 16" | 020の方向～距離 | 13.517m |
| 基点21 の地点 | 基点20から | 346° 39' 18" | 993の方向～距離 | 8.494m |
| 基点22 | 基点21から | 344° 30' 33" | 255の方向～距離 | 7.877m |

| | | |
|-------------|------------------------------|----------|
| 基点23 の地点 | 基点22から336° 53' 35" 961の方向へ距離 | 6.994m |
| 基点24 の地点 | 基点23から332° 16' 8" 541の方向へ距離 | 16.771m |
| 基点25 の地点 | 基点24から331° 00' 10" 166の方向へ距離 | 31.904m |
| 基点26 の地点 | 基点25から330° 07' 22" 284の方向へ距離 | 25.548m |
| 基点27 の地点 | 基点26から350° 42' 40" 546の方向へ距離 | 4.092m |
| 基点28 の地点 | 基点27から352° 25' 33" 016の方向へ距離 | 25.066m |
| 基点29 の地点 | 基点28から357° 03' 43" 898の方向へ距離 | 6.180m |
| 基点30 の地点 | 基点29から336° 59' 22" 676の方向へ距離 | 3.408m |
| 基点31 の地点 | 基点30から312° 38' 4" 708の方向へ距離 | 7.990m |
| 基点32 の地点 | 基点31から80° 38' 22" 346の方向へ距離 | 83.761m |
| 基点33 の地点 | 基点32から78° 46' 5" 813の方向へ距離 | 13.296m |
| 基点34 の地点 | 基点33から73° 40' 1" 832の方向へ距離 | 7.069m |
| 基点35 の地点 | 基点34から56° 01' 14" 913の方向へ距離 | 3.902m |
| 基点36 の地点 | 基点35から37° 16' 43" 113の方向へ距離 | 25.008m |
| 基点37 | 基点36から32° 35' 54" 766の方向へ距離 | 105.072m |

| | | |
|-------------|------------------------------|----------|
| 基点38 の地点 | 基点37から302° 35' 54" 766の方向へ距離 | 11.577m |
| 基点39 の地点 | 基点38から 32° 46' 24" 244の方向へ距離 | 128.768m |
| 基点40 の地点 | 基点39から122° 12' 44" 935の方向へ距離 | 44.794m |
| 基点41 の地点 | 基点40から209° 40' 13" 512の方向へ距離 | 84.839m |
| 基点42 の地点 | 基点41から216° 55' 49" 229の方向へ距離 | 7.644m |
| 基点43 の地点 | 基点42から212° 47' 8" 611の方向へ距離 | 98.336m |
| 基点44 の地点 | 基点43から212° 58' 48" 992の方向へ距離 | 90.824m |
| 基点45 の地点 | 基点44から166° 53' 35" 216の方向へ距離 | 3.144m |
| 基点46 の地点 | 基点45から101° 44' 49" 059の方向へ距離 | 45.063m |
| 基点47 の地点 | 基点46から 33° 30' 37" 363の方向へ距離 | 82.781m |
| 基点48 の地点 | 基点47から122° 48' 58" 429の方向へ距離 | 16.264m |
| 基点49 の地点 | 基点48から213° 23' 0" 502の方向へ距離 | 76.418m |
| 基点50 の地点 | 基点49から101° 44' 49" 059の方向へ距離 | 49.492m |
| 基点51 の地点 | 基点50から152° 28' 35" 258の方向へ距離 | 4.713m |
| 基点52 の地点 | 基点51から102° 10' 20" 556の方向へ距離 | 71.592m |

| | |
|-----|--|
| の地点 | 基点53 基点52から 15° 17' 44" 372の方向へ距離 5.745m の地点 |
| の地点 | 基点54 基点53から104° 11' 13" 626の方向へ距離 21.888m の地点 |
| の地点 | 基点55 基点54から103° 07' 29" 167の方向へ距離120.295m の地点 |
| の地点 | 基点56 基点55から103° 47' 16" 151の方向へ距離182.437m の地点 |
| の地点 | 基点57 基点56から193° 46' 8" 814の方向へ距離 32.983m の地点 |
| の地点 | 基点58 基点57から 98° 02' 58" 328の方向へ距離 61.603m の地点 |
| の地点 | 補助点1 基点1から 94° 46' 42" 266の方向へ距離 89.935m の地点 |
| の地点 | 補助点2 基点22から 91° 30' 15" 550の方向へ距離 67.108m の地点 |
| の地点 | 補助点3 基点52から210° 58' 2" 800の方向へ距離 24.197m の地点 |
| の地点 | 補助点4 基点57から208° 12' 11" 639の方向へ距離 21.437m の地点 |
| の地点 | 補助点5 基点58から198° 28' 4" 789の方向へ距離 52.671m の地点 |

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県告示第百二十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港湾隣接地域を次のとおり指定し、昭和四十一年岡山県告示第五百二十号（港湾隣接地域の指定）は、廃止する。

令和二年三月十日

牛窓港港湾管理者 岡山県
代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

牛窓港綾浦地区

（延長 2,398m 方位 真北）

次の1線から63線までの各線と水際線によって囲まれた区域のうち、64線から70線により囲まれた区域を除いた区域

- 1線 岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓412番1の国土地理院三等三角点「牛窓山」（北緯3° 37' 34" 1316, 東経134° 09' 22" 6830）（以下「基点」という。）から191° 50' 30" 7419の方向に距離1,185.249mの地点より198° 28' 04" 4692の方向に水際線まで引いた線

| | | | |
|-----|----------|------------------|-----------------|
| 2線 | 1線の起点から | 95° 59' 59" 978 | 6.000mの地点まで引いた線 |
| 3線 | 2線の終点から | 180° 00' 0" 000 | 15.000m |
| 4線 | 3線の終点から | 105° 00' 0" 022 | 25.000m |
| 5線 | 4線の終点から | 91° 59' 59" 968 | 15.000m |
| 6線 | 5線の終点から | 71° 59' 59" 996 | 148.000m |
| 7線 | 6線の終点から | 39° 59' 59" 992 | 64.000m |
| 8線 | 7線の終点から | 45° 30' 0" 036 | 21.000m |
| 9線 | 8線の終点から | 51° 00' 0" 009 | 23.000m |
| 10線 | 9線の終点から | 60° 59' 59" 982 | 38.000m |
| 11線 | 10線の終点から | 70° 29' 59" 999 | 45.000m |
| 12線 | 11線の終点から | 87° 59' 59" 991 | 43.000m |
| 13線 | 12線の終点から | 90° 00' 0" 000 | 135.000m |
| 14線 | 13線の終点から | 102° 50' 23" 921 | 35.290m |
| 15線 | 14線の終点から | 100° 14' 38" 081 | 37.643m |
| 16線 | 15線の終点から | 8° 26' 14" 567 | 42.684m |

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

| | | | | | | | |
|-----|----------|------|-----|-----|------|----------|---|
| 17線 | 16線の終点から | 35° | 48' | 29" | 481 | 42.483m | " |
| 18線 | 17線の終点から | 87° | 10' | 24" | 842 | 29.334m | " |
| 19線 | 18線の終点から | 96° | 58' | 43" | 813 | 25.283m | " |
| 20線 | 19線の終点から | 100° | 00' | 0" | 011 | 6.000m | " |
| 21線 | 20線の終点から | 102° | 29' | 59" | 820 | 8.500m | " |
| 22線 | 21線の終点から | 103° | 30' | 0" | 007 | 157.620m | " |
| 23線 | 22線の終点から | 195° | 39' | 49" | 637 | 73.769m | " |
| 24線 | 23線の終点から | 286° | 03' | 17" | 384 | 98.498m | " |
| 25線 | 24線の終点から | 195° | 09' | 14" | 634 | 15.136m | " |
| 26線 | 25線の終点から | 105° | 08' | 27" | 785 | 94.414m | " |
| 27線 | 26線の終点から | 107° | 44' | 40" | 702 | 11.504m | " |
| 28線 | 27線の終点から | 113° | 04' | 48" | 678 | 20.542m | " |
| 29線 | 28線の終点から | 124° | 12' | 5" | 6545 | 15.900m | " |
| 30線 | 29線の終点から | 114° | 05' | 43" | 686 | 75.656m | " |
| 31線 | 30線の終点から | 122° | 31' | 25" | 063 | 48.878m | " |
| 32線 | 31線の終点から | 140° | 07' | 23" | 466 | 42.935m | " |
| 33線 | 32線の終点から | 146° | 01' | 14" | 698 | 34.302m | " |
| 34線 | 33線の終点から | 141° | 30' | 11" | 828 | 57.775m | " |
| 35線 | 34線の終点から | 142° | 04' | 34" | 017 | 35.961m | " |
| 36線 | 35線の終点から | 152° | 05' | 26" | 495 | 21.825m | " |
| 37線 | 36線の終点から | 152° | 02' | 10" | 936 | 30.973m | " |
| 38線 | 37線の終点から | 71° | 13' | 19" | 051 | 6.697m | " |
| 39線 | 38線の終点から | 141° | 41' | 1" | 469 | 33.580m | " |
| 40線 | 39線の終点から | 133° | 48' | 41" | 261 | 43.232m | " |
| 41線 | 40線の終点から | 71° | 51' | 37" | 887 | 5.355m | " |
| 42線 | 41線の終点から | 102° | 40' | 49" | 682 | 3.009m | " |
| 43線 | 42線の終点から | 122° | 58' | 10" | 013 | 3.237m | " |
| 44線 | 43線の終点から | 143° | 37' | 34" | 131 | 16.954m | " |
| 45線 | 44線の終点から | 140° | 53' | 18" | 990 | 20.190m | " |
| 46線 | 45線の終点から | 134° | 13' | 52" | 348 | 12.119m | " |

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

| | | | | | | | |
|-----|--|------|-----|-----|-----|-----------------|---------------|
| 47線 | 46線の終点から | 130° | 13' | 35" | 076 | 12.277m | " |
| 48線 | 47線の終点から | 106° | 32' | 18" | 075 | 22.112m | " |
| 49線 | 48線の終点から | 94° | 50' | 22" | 951 | 15.654m | " |
| 50線 | 49線の終点から | 96° | 18' | 6" | 386 | 15.329m | " |
| 51線 | 50線の終点から | 106° | 06' | 35" | 307 | 5.136m | " |
| 52線 | 51線の終点から | 76° | 52' | 37" | 062 | 23.688m | " |
| 53線 | 52線の終点から | 60° | 53' | 42" | 948 | 14.079m | " |
| 54線 | 53線の終点から | 54° | 48' | 53" | 184 | 21.568m | " |
| 55線 | 54線の終点から | 52° | 28' | 17" | 651 | 22.068m | " |
| 56線 | 55線の終点から | 40° | 40' | 6" | 226 | 20.426m | " |
| 57線 | 56線の終点から | 74° | 30' | 25" | 214 | 45.007m | " |
| 58線 | 57線の終点から | 79° | 24' | 17" | 843 | 18.605m | " |
| 59線 | 58線の終点から | 101° | 58' | 51" | 444 | 37.164m | " |
| 60線 | 59線の終点から | 107° | 31' | 56" | 142 | 22.401m | " |
| 61線 | 60線の終点から | 99° | 1' | 31" | 757 | 47.521m | " |
| 62線 | 61線の終点から | 52° | 29' | 30" | 900 | 31.033m | " |
| 63線 | 62線の終点から | 168° | 25' | 45" | 069 | | の方向に水際線まで引いた線 |
| 64線 | 基点から160° 34' 10" 6183の方向に距離1,065.497mの地点より100° 25' 23" | | | | | | |
| | 518の方向に距離65.779mの地点まで引いた線 | | | | | | |
| 65線 | 64線の終点から | 189° | 49' | 46" | 976 | 5.252mの地点まで引いた線 | |
| 66線 | 65線の終点から | 100° | 58' | 48" | 340 | 16.182m | " |
| 67線 | 66線の終点から | 193° | 53' | 45" | 533 | 24.137m | " |
| 68線 | 67線の終点から | 281° | 59' | 44" | 273 | 10.364m | " |
| 69線 | 68線の終点から | 281° | 9' | 37" | 107 | 68.916m | " |
| 70線 | 69線の終点から64線の起点まで引いた線 | | | | | | |

◎岡山県告示第百二十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和二年三月十日

牛窓港湾管理者 岡山県
代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

牛窓港紺浦地区

(延長 1,588m 方位 真北)

次の1線から59線までの各線と水際線によって囲まれた区域

- 1線 岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓412番1の国土地理院三等三角点「牛窓山」（北緯3° 37' 34" 1316, 東経134° 09' 22" 6830）から214° 38' 17" 3144の方向に距離1,604.662mの地点より94° 46' 42" 2664の方向に水際線まで引いた線
- | | | | | |
|-----|----------|--------------|-----|-----------------|
| 2線 | 1線の起点から | 32° 27' 15" | 063 | 3.096mの地点まで引いた線 |
| 3線 | 2線の終点から | 30° 04' 34" | 412 | 28.858m |
| 4線 | 3線の終点から | 28° 02' 41" | 891 | 6.014m |
| 5線 | 4線の終点から | 22° 03' 32" | 756 | 5.798m |
| 6線 | 5線の終点から | 18° 04' 1" | 616 | 8.112m |
| 7線 | 6線の終点から | 10° 33' 41" | 145 | 5.171m |
| 8線 | 7線の終点から | 8° 05' 0" | 088 | 16.218m |
| 9線 | 8線の終点から | 11° 34' 9" | 065 | 17.672m |
| 10線 | 9線の終点から | 17° 15' 29" | 556 | 4.582m |
| 11線 | 10線の終点から | 23° 17' 55" | 634 | 13.083m |
| 12線 | 11線の終点から | 19° 00' 11" | 600 | 10.290m |
| 13線 | 12線の終点から | 15° 03' 52" | 550 | 5.737m |
| 14線 | 13線の終点から | 11° 49' 8" | 150 | 6.277m |
| 15線 | 14線の終点から | 9° 35' 43" | 132 | 21.750m |
| 16線 | 15線の終点から | 7° 42' 19" | 772 | 14.579m |
| 17線 | 16線の終点から | 5° 35' 26" | 922 | 8.564m |
| 18線 | 17線の終点から | 356° 27' 17 | 259 | 10.113m |
| 19線 | 18線の終点から | 350° 43' 17" | 482 | 15.284m |

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

| | | | | | |
|-----|----------|--------------|-----|----------|---|
| 20線 | 19線の終点から | 350° 18' 16" | 020 | 13.517m | " |
| 21線 | 20線の終点から | 346° 39' 18" | 993 | 8.494m | " |
| 22線 | 21線の終点から | 344° 30' 33" | 255 | 7.877m | " |
| 23線 | 22線の終点から | 336° 53' 35" | 961 | 6.994m | " |
| 24線 | 23線の終点から | 332° 16' 8" | 541 | 16.771m | " |
| 25線 | 24線の終点から | 331° 00' 10" | 166 | 31.904m | " |
| 26線 | 25線の終点から | 330° 07' 22" | 284 | 25.548m | " |
| 27線 | 26線の終点から | 350° 42' 40" | 546 | 4.092m | " |
| 28線 | 27線の終点から | 352° 25' 33" | 016 | 25.066m | " |
| 29線 | 28線の終点から | 357° 03' 43" | 898 | 6.180m | " |
| 30線 | 29線の終点から | 336° 59' 22" | 676 | 3.408m | " |
| 31線 | 30線の終点から | 312° 38' 4" | 708 | 7.990m | " |
| 32線 | 31線の終点から | 80° 38' 22" | 346 | 83.761m | " |
| 33線 | 32線の終点から | 78° 46' 5" | 813 | 13.296m | " |
| 34線 | 33線の終点から | 73° 40' 1" | 832 | 7.069m | " |
| 35線 | 34線の終点から | 56° 01' 14" | 913 | 3.902m | " |
| 36線 | 35線の終点から | 37° 16' 43" | 113 | 25.008m | " |
| 37線 | 36線の終点から | 32° 35' 54" | 766 | 105.072m | " |
| 38線 | 37線の終点から | 302° 35' 54" | 766 | 11.577m | " |
| 39線 | 38線の終点から | 32° 46' 24" | 244 | 128.768m | " |
| 40線 | 39線の終点から | 122° 12' 44" | 935 | 44.794m | " |
| 41線 | 40線の終点から | 209° 40' 13" | 512 | 84.839m | " |
| 42線 | 41線の終点から | 216° 55' 49" | 229 | 7.644m | " |
| 43線 | 42線の終点から | 212° 47' 8" | 611 | 98.336m | " |
| 44線 | 43線の終点から | 212° 58' 48" | 992 | 90.824m | " |
| 45線 | 44線の終点から | 166° 53' 35" | 216 | 3.144m | " |
| 46線 | 45線の終点から | 101° 44' 49" | 059 | 45.063m | " |
| 47線 | 46線の終点から | 33° 30' 37" | 363 | 82.781m | " |
| 48線 | 47線の終点から | 122° 48' 58" | 429 | 16.264m | " |
| 49線 | 48線の終点から | 213° 23' 0" | 502 | 76.418m | " |

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

| | | | | | |
|-----|----------|--------------|-----|----------|---------------|
| 50線 | 49線の終点から | 101° 44' 49" | 059 | 49.492m | " |
| 51線 | 50線の終点から | 152° 28' 35" | 258 | 4.713m | " |
| 52線 | 51線の終点から | 102° 10' 20" | 556 | 71.592m | " |
| 53線 | 52線の終点から | 15° 17' 44" | 372 | 5.745m | " |
| 54線 | 53線の終点から | 104° 11' 13" | 626 | 21.888m | " |
| 55線 | 54線の終点から | 103° 07' 29" | 167 | 120.295m | " |
| 56線 | 55線の終点から | 103° 47' 16" | 151 | 182.437m | " |
| 57線 | 56線の終点から | 193° 46' 8" | 814 | 32.983m | " |
| 58線 | 57線の終点から | 98° 02' 58" | 328 | 61.603m | " |
| 59線 | 58線の終点から | 198° 28' 4" | 789 | | の方向に水際線まで引いた線 |

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

〔七三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ林田

所在地 津山市林田一七二二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 理事長 平田 昌三

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九一四

代表者の氏名 代表取締役 北島 常好

（変更後）名称 株式会社しまむら

住所 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九一四

代表者の氏名 代表取締役 鈴木 誠

4 変更年月日

令和二年二月二十一日

二 届出年月日

令和二年二月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

2

令和二年三月十日から同年七月十日まで

縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

〔七四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

令和二年二月二十五日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

〔七五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字小山東二五一一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央五丁目九一〇七ビ・ウエル総社中央一〇〇二号

木村 和明

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇四号

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

〔七六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年三月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字山本三一六一二、三一七一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中帯江四一一一 県職員宿舍B一〇六

塩見 偉史

塩見 美穂

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇〇号

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県人事委員会規則第四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表警察の項中

隊長

を

監査官

隊長

所長

に改める。

別表第一ロの表警察の項中

隊長
所長

を

隊長

に改める。

附 則

この規則は、令和二年三月十二日から施行する。

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

◎岡山県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十日

岡山県人事委員会委員長 秋山 義信

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の項中

課長

を

課長
会計監査官

に、

機動隊長

を

機動隊長
科学捜査研究所長

に、

理事官
科学捜査研究所長

を

理事官

に改める。

附則

この規則は、令和二年三月十二日から施行する。

◎岡山県選管告示第十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年三月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、五九六
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九七、四七二
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

| | | | |
|-----------|-----|--------|---|
| 岡山市北区・加賀郡 | 選挙区 | 八三、九九一 | 数 |
| 高梁市 | 選挙区 | 八、五八〇 | 数 |

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

| | | | | | | | | |
|-------------|---------|---------|---------|-------------|---------|--------|---------|--------|
| 総 社 市 | 井原市・小田郡 | 笠岡市 | 玉野市 | 勝田郡・津山市・苫田郡 | 倉敷市・都窪郡 | 岡山市南区 | 岡山市東区 | 岡山市中区 |
| 一八、七〇五 | 一五、四二〇 | 一三、七八三 | 一六、九九〇 | 三六、二四三 | 一三四、三四一 | 四六、四一四 | 二六、四四九 | 四〇、〇九五 |
| | 久米郡 | 浅口市・浅口郡 | 美作市・英田郡 | 真庭市・真庭郡 | 赤磐市 | 瀬戸内市 | 備前市・和气郡 | 新見市 |
| | 五、四三七 | 一二、八四三 | 八、二三六 | 一三、〇五二 | 一二、一九六 | 一〇、五二二 | 一三、九一九 | 八、三八二 |

◎岡山県公安委員会規則第二号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「及び総務統括官」を「、総務統括官及び会計監査官」に改め、同条第四項中「、参事官」の下に「、会計監査官」を加える。

第六条第三項中「第一項第九号」を「第一項第八号から第十号まで」に改める。

第十五条第一項に次の五号を加える。

十 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）の施行に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。

十一 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）の施行に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。

十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の施行に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。

十三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）の施行に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。

十四 生活安全部が所管する法令違反の捜査に関すること。

第十五条第三項中「第九号」の下に「から第十三号まで」を加える。

第二十三条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第三項中「第七号」を「第六号」に改める。

第二十七条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通訳センターの運営に関すること。

第四十条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同条第四号中「（地域課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第六号とし、同条

第二号の次に次の二号を加える。

三 核燃料物質及び特定放射性同位元素の防護に関すること。

令和2年3月10日 岡山県公報 第12175号

四 特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。

附 則

この規則は、令和二年三月二十三日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同月十二日から施行する。